



Ver1.33.0 変更内容

内容

主な変更点	1
令和 7 年 1 月分の過誤請求について	3

主な変更点

変更点は以下の通りです。

画面名	区分	対象施設	変更内容
単価マスタ	追加	全施設	物価高騰対策支援加算(令和7年1月分のみ)の追加
単価マスタ	追加	保育所、幼稚園、認定こども園	令和7年度の公定価格制度改正に伴い、請求ソフトにおいても60人以下の定員区分を細分化しました

物価高騰対策支援加算の適用単価について

初期設定メニュー ⇒ 単価マスタ

○ 物価高騰対策支援加算【令和6年8月～10月分及び令和7年1月～3月】の適用単価について

対象施設:全施設 (令和6年度8月以降【物価高騰】向上支援費加算状況等届出書を申請している施設)

請求のあった施設に対し、光熱費等及び給食材料費の高騰相当額として、

令和7年1月分の過誤請求をすることで、令和6年8月～10月分及び令和7年1月～3月分を一括で支給されます。

対象施設等	加算名	適用要件	児童1人当たりの加算額 (2か月分)
【1号】 幼稚園 認定こども園(1号)	物価高騰対策支援加算 (給食材料費相当額)	令和6年8月～10月分及び令和7年1月～3月分に公定価格の「給食実施加算」を1度でも適用したことがある施設に適用。 ※給食実施加算の適用状況に応じて「給食実施日数」を選択	(1)週1日、週2日 1,320円 (@220円/月×6か月) (2)週3日、週4日 2,640円 (@440円/月×6か月) (3)週5日以上 3,300円 (@550円/月×6か月)
	物価高騰対策支援加算 (光熱費等相当額)	給食実施の有無に関わらず加算要件を満たす対象施設すべてに適用。	1,320円(@220円/月×6か月)
【2・3号】 保育所 認定こども園(2・3号) 小規模保育事業 事業所内保育事業	物価高騰対策支援加算 (光熱費等相当額及び給食材料費相当額)	加算要件を満たす対象施設すべてに適用。	4,620円(@770円/月×6か月)



注意点 「物価高騰対策支援加算【令和6年8月～10月分及び令和7年1月～3月】」の請求について

令和7年1月分の過誤請求をすることで、令和6年8月～10月分及び、令和7年1月～3月分の

助成額が一括支払いされます。

▼**保育園、小規模保育園**など請求金額について

光熱費等の請求をすることで**熱費等相当額＋給食材料費相当額の金額が請求**されるようになります。

また、「光熱費等相当額」の「有」「無」を選択できるように改修し、「物価高騰対策支援加算

(光熱費等相当額及び給食材料費相当額)を請求しない。」という扱いも可能になりました。

○単価マスタ

・認定こども園、幼稚園の場合

物価高騰加算(給食材料費)の選択項目が「週 1～2 日、週 3～4 日、週 5 日以上」を設定できます。

・保育園、小規模保育園の場合

物価高騰加算(光熱費等)の選択項目は「無」を選択することにより、「物価高騰対策支援加算(光熱費等相当額 及び 給食材料費相当額)を請求しない。」ということも可能となりました。



補足 給食材料費相当額について

保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業の場合、**光熱費等相当額に給食材料費相当額が含まれます**ので「有」にする必要はありません。



注意点 物価高騰加算の単価項目設定について

▼認定こども園、幼稚園の施設

給食材料費の加算要件をご確認ください

給食材料費の**加算要件を満たす場合は、給食材料費を、「有(1日～2日)」「有(3日～4日)」「有(5日以上)」に変更して登録**をしてください。

▼上記以外の施設 (保育園、小規模保育園など)

給食材料費は「無」で固定されていますが**光熱費等**の請求をすることで

光熱費等相当額+給食材料費相当額の金額が請求されるようになります。

令和7年1月分の過誤請求について

○過誤対象施設について

物価高騰対策支援加算:全施設 (令和6年度8月以降【物価高騰】向上支援費加算状況等届出書を申請している施設)
令和7年1月分の加算で、令和6年8月～10月分及び令和7年1月～3月分の助成額が一括支払いされます。

単価マスタの修正

初期設定メニュー ⇒ 単価マスタ

令和7年1月分の各項目単価を設定します。

○物価高騰対策支援加算

1. [適用年月]に和暦の場合 [07-01]西暦の場合「2025-01」と入力し、**Enter** キーを押下します。
2. [独自助成]をクリックし、[物価高騰対策支援加算(光熱費等相当額及び給食材料費)R5以降]欄のプルダウンより「有」「無」を申請とおりに選択します。
3. **登録[F1]** をクリックします。

過誤データ作成

メインメニュー ⇒ エラー・過誤選択

令和7年1月分の過誤データを作成します。

○物価高騰対策支援加算

1. [処理年月]に和暦の場合[07-01] 西暦の場合「2025-01」と入力し、**Enter** キーを押下します。
2. **再請求** をクリックし、**作成[F1]** をクリックします。
3. 「作成します。よろしいですか?」のメッセージを **OK** します。
4. **一括処理** をクリック、[訂正区分] **過誤請求** を選択し **全選択** をクリック、最後に **登録[F1]** をクリックします。
5. 左の一覧より園児1名をクリックし、加算項目の金額が追加されたことをご確認ください。
6. 確認後、**終了[F3]** をクリックします。

例:幼稚園、認定こども園(1号)で、光熱費等相当額及び給食材料費ともに「有」の場合

横浜市助成		その他助成
請求コード	請求内容	金額
C109001	物価高騰 1 (R7年1月分のみ)	1,320
C110003	物価高騰 5 (R7年1月分のみ)	3,300

補足 光熱費等相当額及び給食材料費額について

物価高騰(R7年1月分のみ) 1,320 円 の請求が光熱費等相当額
物価高騰(R7年1月分のみ) 3,300 円 の請求が給食材料費相当額
※給食材料費相当額の金額は請求する単価によって変動します。

例:認定こども園(2・3号)保育所・小規模保育事業で、光熱費等相当額が「有」の場合

横浜市助成		その他助成
請求コード	請求内容	金額
C101001	職員配置加算 (0歳)	0
C109002	物価高騰 2 (R7年1月分のみ)	4,620

過誤申立書郵送

メインメニュー ⇒ 印刷処理
提出帳票 ⇒ 3.過誤申立書

過誤申立書を印刷し、郵送します。

1. [請求年月]を選択します。
2. [過誤申立年月日]を入力します。
3. 過誤申立書記載例をもとにシステム内の「過誤理由・内容等印刷」に過誤内容を記載します。
4. **印刷** をクリックします。プレビューが表示されますので、印刷します。

※**印刷時に 1 部施設保管用、1 部提出用で印刷することをお勧めいたします。**

(過誤申立書記載例)

支援教育・保育給付費等過誤申立書	
施設・事業所番号	1 4 1 0 0 5 9 9 9 9 9 9 9
施設・事業所名称	横浜きゅうふ保育園
所在地	横浜市中区尾上町1-8 9階
連絡先	電話番号 045-671-●●●● 担当者名 市内施設給付 太郎
過誤理由・内容等	①産休等代替職員雇用費、食育推進助成、アレルギー児童対応費 単価改定に伴う過誤再請求 ②2月エラーフロー

①過誤請求する内容を全て記載します。

②処理を希望するフローを記載します。

過誤データ送信

メインメニュー ⇒ 請求データ送信

過誤データを送信します

1. [処理年月]に和暦の場合[07-01] 西暦の場合「2025-01」と入力し **Enter** キーを押下します。
2. **請求データ選択** に請求データが表示されますので、送信したい月分を選択 ☒ します。
3. **確定** をクリックします。
4. 「送信データを確定します。よろしいですか？」のメッセージを **OK** します
5. **送信確認** の画面が表示されます。請求年月や種別が【児童】になっていることを確認します。
6. 確認後、**送信** をクリックします。
7. 「請求データを送信します。よろしいですか？」のメッセージを **OK** します
8. 「終了しました。」のメッセージが表示されれば完了です。

公定価格における定員区分の細分化について

初期設定メニュー
⇒ 単価マスタ

○公定価格における定員区分の細分化について

対象施設：保育所、幼稚園、認定こども

令和7年度の公定価格制度改正に伴い、請求ソフトにおいても 60 人以下の定員区分が細分化されました。